

仕 様 書

1 業務名

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査 選挙（審査）公報ポスティング業務C（東区）

2 業務の目的

選挙公報は、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙において発行され、公職の候補者の氏名、経歴、政見等が記載されており、有権者が投票を行う際の参考となる媒体である。また、審査公報は、最高裁判所裁判官国民審査の際に発行され、審査に付される裁判官の氏名、経歴等が記載されており、有権者が審査を行う際の参考となる媒体である（なお、本仕様書上では、以下特記のない限り、選挙公報と審査公報を合わせて、「選挙公報」と表記する。）

本業務は、同選挙において、選挙公報を市選挙管理委員会事務局（以下「市選管」という。）から受領し、東区選挙管理委員会事務局（以下「区選管」という。）の指示に従って、公職選挙法第170条第1項に基づき、選挙期日の二日前までに該当する世帯全てに配布することを目的とする。

3 業務に係る基本事項

(1) 選挙公報の規格

ブランケット判（新聞紙1ページ大）5～6枚程度 1種類（北海道2区）

※ 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報と、最高裁判所裁判官国民審査の審査公報を丁合し一組としたものを1部とする。

(2) 選挙公報の引渡部数

市選管担当者立ち会いのもと、市選管が指定する場所において受託者に引き渡す。詳細は、市選管と打ち合わせる。

ア 引渡予定部数等

別紙1「各区選挙公報配布見込部数」のとおり

イ 引渡予定日時

令和6年10月19日（土）

※引渡日については、変更となる可能性がある。

※引渡時間については、別途、市選管が指示する。

ウ 引渡予定場所

契約締結後、市選管が指示する。

なお、引渡場所については札幌市内若しくは札幌市近郊の印刷工場となる見込み。

(3) 配布区域

東区において、区選管が指定する区域（概ね町内会単位）。詳細は契約締結後に区選管で引き渡す「配布台帳」及び地図により指示する。なお、配布区域及び区域ごとの配布予定部数については別紙2「東区選挙公報ポスティング配布計画書及び配布報告書（以下、「配布計画書」という。）」のとおり。また、各町内会の住所については、下記HPも参照すること。

- ・ まちトモNavi (<http://www3.city.sapporo.jp/shimin/shinko/>)

(4) 配布対象

ア 配布区域内の全世帯及び区選管が指定する場所（事業所、二世帯住宅、施設等）

イ 注意点

（ア） 外形上、世帯を兼ねていると判断される事業所には配布する。

（イ） 複数世帯と判断される住宅（表札が2枚以上、ポストが2つ以上等）には、世帯分を配布する。

（ウ） その他、市民からの要望等を受けて事業所や施設に配布する場合などについては別途配布台帳で指示する。

(5) 配布部数

特に指定のない限り、各世帯1部とする。

(6) 配布期間

選挙公報受領後からできる限り速やかに配布し、令和6年10月25日午後5時までに配布すること。

4 配布体制

次の各項に留意の上、配布体制を整えること。

- (1) 受託者は、自己の責任と費用負担により、業務を行うために必要な施設、機材及び人員等を確保すること。
- (2) 業務全体を把握する管理責任者を置くこと。
- (3) 配布計画書の地区ごとに配布責任者を配置し、管理責任者は配布責任者及び市・区選管との事務連絡体制を確立すること。
- (4) 配布状況など業務に係る情報を常に迅速かつ正確に把握できるようにするとともに、市・区選管の求めに応じて報告できるようにすること。
- (5) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただ

し、やむを得ない事情により、配布業務の一部を再委託する場合は、事前に市選管へ下記ア～ウの書類を提出し、承認を受けること。

ア 再委託にかかる申請書（任意様式）

イ 選挙公報再委託先一覧（別紙３）

ウ 申出書（別紙４）

- (6) 再委託を行う場合、受託者は、事前に再委託先が暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）でないこと、及び暴力団又は暴力団員に関与していないことを確認すること。

なお、再委託可能な範囲は、本業務の管理統括を除く配布業務とし、委託元が承認を得て再委託する場合、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

5 配布業務の内容

(1) 配布台帳等の受領

受託者は、配布開始前に区選管にて「配布台帳」及び「地図」を受領すること。受領日時については、受託者が区選管の担当と打ち合わせの上決定すること。

(2) 配布計画書の作成・提出

ア 配布区域の誤認や、配布員の手配漏れを防ぐため、「配布計画書」を作成し、配布エリアごとの配布員を明確にすること。配布計画書は事前に区選管に提出し、承認を受けること。

イ 受託者は、配布員に対して注意事項を書き込んだ配布エリアの地図を渡し、個別に指導するなど、配布地域、配布方法について十分な周知徹底を図ること。

ウ １つの町内会の配布を複数人が担当する場合には、その旨を配布計画書に記載するとともに、代表者の名前を併せて記載すること。

(3) 選挙公報の保管・仕分け

ア 市選管から受領した選挙公報は、受託者の責任において使用できる倉庫等で厳重に保管すること。なお、倉庫等については、余裕を持ったスペースを確保すること。

イ 配布開始前に、配布台帳にある地区ごとに選挙公報を仕分け・梱包するなど、誤配を未然に防止する体制を整えるとともに、仕分け等の際には、管理責任者等が立ち会うこと。

ウ 以上の体制について、市・区選管の求めに応じて報告を行うこと。

(4) 配布作業

ア 配布区域について事前に十分確認を行い、町内会が配布を行う区域など、配布区域外に誤配布しないよう注意すること。

- イ 配布時間帯は、最終日を除き、原則として午後８時までとする。ただし、配布台帳に特に定めがある場合はそれに従うこと。
- ウ 選挙公報は、原則、ドアポストに投函すること。ただし、オートロックのマンション等については、集合ポストに入れることも可とする。また、管理人のいるマンション等において、配布引き受けの申し出があった場合は、一括して引き渡すことができるものとする。
- エ ポストに投函する際は、原則、選挙公報全体をポスト奥に完全に投函し切ること。ただし、配布台帳に特に定めがある場合はそれに従うこと。
- オ 選挙公報は、水濡れ、破損、汚損、紛失することがないように取り扱うこと。
- カ 配布中に接する市民には、誠実に対応すること。
- キ 区選管から受領した配布台帳は紛失することのないように慎重に取り扱うこと。

(5) 配布漏れ

- ア 配布漏れの連絡を受けた場合、受託者は速やかに選挙公報を該当世帯に届けるとともに、区選管に完了の報告をしなければならない。
- イ 上記３－(6)の配布期間後においても配布漏れの連絡を受けた場合には、速やかに該当世帯に選挙公報を届けること。また、配布漏れに対応するための人員等を確保すること。
- ウ 配布漏れ世帯に対しては、原則として謝罪の上手渡しすること。

(6) 併配

市選管が認めた場合を除き、他の刊行物等と一緒に配布してはならない。

(7) 配布部数の確定

管理責任者は、配布期間経過後に各配布員から配布日・配布部数・その他注意事項等が記入された配布台帳を受け取り、取りまとめの上、配布部数を確定させること。なお、市民からの未配布の連絡等によって配布した分については、配布部数には含まないこととする。

(8) 配布報告及び完了届等の提出

- ア 管理責任者は、各配布員の配布進捗状況を随時把握するよう努めること。
- イ 中間報告として、配布期限２日前（10月23日）の配布終了時において、配布が完了した町内会について、５－(2)－アで作成した「配布計画書」により、翌日の午前中までに市・区選管に報告し、配布の進捗状況について、相互に確認の上、配布遅延の恐れがある場合には、予防策を講じること。なお、中間報告の時点で配布を完了している場合には、中間報告を省略し、最終報告を行って構わない。
- ウ 受託者は、配布期限当日の午後５時までに「配布計画書」により、区選管に最終報告を行うこと。最終報告においても、いまだ配布が完了していない町内会が生じた場合は、市・区選管とも協議の上、配布完了のための必要な策を早急に講じ、同日の午後８時までには配布

をすべて完了させるとともに、配布が完了次第、「配布計画書」に追記し、逐次、区選管に報告すること。

エ 「配布計画書」の「配布完了日」欄が全て記載されていることを区選管が確認したことをもって、配布完了したものとする。なお、受託者は配布完了後、「配布完了報告書」（別紙5）を速やかに市選管へ報告すること。

オ 上記イ～エの報告については、電子メールにて報告すること。

カ 受託者は、配布部数確定後、「配布台帳」及び「地図」を区選管に返還するとともに、所定の「配布部数確認書」（別紙6）に確認印を区選管から受領の上、市選管に「完了届」等の書類とともに提出すること。

(9) 選挙公報の残部は、配布漏れの対応に備え、受託者において配布期限後1週間程度保管し、その後、速やかに市選管へ返納すること。

(10) その他

ア 業務履行中に事故等が発生した場合は、ただちに区選管へ報告し、その指示に従うこと。

イ 配布期間中、管理責任者等は市・区選管と常に連絡がとれる体制を確保すること。

ウ 重大なトラブル等が発生した場合は、上記の対応の後、トラブル発生の経緯と対応、原因と再発防止策について書面にて区選管に報告すること。

6 配布台帳の取り扱い

(1) 配布台帳には個人情報に掲載されているため、情報の漏えい、紛失、破損などがないよう、特に慎重に取り扱うこと。また、配布員にもその旨徹底させること。

(2) 配布台帳の保管に当たっては、バインダーに綴じるなど、紛失を防ぐよう細心の注意を払うとともに、配布作業の際には持ち出さないようにすること。配布員は配布を行う際、注意事項を記入した地図等、配布に当たって最低限必要な情報のみを携帯すること。

(3) 万が一配布台帳を紛失した可能性がある場合は、速やかにその旨を区選管に報告し、区選管の指示に従って必要な措置を講ずること。

7 情報管理、秘密保持

(1) 受託者は、配布世帯の情報ははじめとして、業務上知り得た情報は、業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。

(2) 受託者は、業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。また、当該契約期間終了後も同様とする。

8 契約期間

契約締結の日から令和6年11月8日まで

9 その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、市選管又は区選管が立ち入り検査の必要があると認めたときは、速やかに応じるとともに、立ち入り検査を実施する際は必ず同席すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、市選管と協議の上、定めることとする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、市が運用する札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 業務履行期間中、市選管及び各区選管からの各種事務連絡に対し、速やかに対応すること。
- (5) 業務の履行中に事故等が発生した場合は、直ちに市選管へ報告し、その指示に従うこと。

区	選挙区	配布部数	予備分	引渡部数	引渡梱包数
東区	第2区	86,694	3,106	89,800	449

東区選挙公報ポスティング配布計画及び配布報告書

管理責任者 (連絡先)

地区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23(水)時)	最終報告 (10/25(金))	未了分の 完了報告	配布完了日
北 光	北光10分区町内会	2,315					
	北光第7分区町内会	1,811					
	北14条東5丁目町内会	101					
	北15条東7丁目町内会	251					
	北18条東2丁目町内会	34					
	北14条東6丁目町内会	90					
	寿町内会	150					
	北15条東6丁目町内会	104					
	北16条東7丁目町内会	235					
	北光第8町内会	742					
	北17条東2丁目町内会	126					
	睦町内会	45					
	北光第5分区町内会	1,810					
	北12条東5丁目町内会・一四七町内会	208					
鉄 東	鉄東10分区町内会	190					
	鉄東第7分区町内会	491					
	鉄東第5分区町内会	310					
	鉄東第15分区町内会	2,026					
	鉄東第11分区町内会	394					
	鉄東第12分区町内会	696					
	北11条公団	140					
	鉄東第13分区町内会	424					
	鉄東第17分区町内会	5,136					
	道営光星団地1号棟自治会	90					
北 栄	北園町内会	254					
	東栄はまなす町内会	805					
	南明園町内会	866					
	北栄町内会	953					
	美香保町内会	365					
	東栄すずらん町内会 (一部)	21					
	北園すみれ町内会	352					
	明園町内会	1,723					
	東栄町内会	796					
	新道東町内会	1,822					
	南栄町内会	1,185					
	元町ガーデン	44					

地区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23(水)時)	最終報告 (10/25(金))	未了分の 完了報告	配布完了日
	東和町内会	354					

地区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23(水)時	最終報告 (10/25(金))	未了分の 完了報告	配布完了日
栄 西	北栄中央第二町内会	260					
	北栄中央第三町内会	321					
	親和第一町内会	954					
	親和第二町内会	557					
	栄町第一町内会	516					
	栄第三町内会	896					
	栄町北第一町内会	301					
	新栄町内会	138					
	親交町内会	648					
	北39条町内会	229					
	グァカサ北35条町内会	166					
	共栄町内会	372					
	栄町北第二町内会	171					
	北48条町内会	421					
	和興町内会	805					
	栄町北町内会	377					
	親和第三町内会	488					
	栄東六・七丁目町内会	244					
	栄町更生第二町内会	228					
	北栄中央第一町内会	262					
	栄北第三町内会	320					
	栄東5丁目北町内会	240					
	栄町共和町内会	192					
	東3丁目町内会	80					

地区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23(水)時)	最終報告 (10/25(金))	未了分の 完了報告	配布完了日
栄東	栄中央町内会	456					
	陽明町内会	368					
	栄二葉町内会	447					
	新道栄町内会	646					
	栄中央第一町内会	2,116					
	栄日の丸町内会	587					
	栄町町内会	1,517					
	ジュネス38団地町内会	30					
	北興町内会	1,472					
	栄東第一町内会	129					
	すずらん東栄町内会	677					
	日の丸東	200					
	栄町東町内会	866					
	誉共和町内会	393					
	新生町内会	190					
	栄町団地自治会	52					
	ノベルN36自治会	60					
	ルナコートⅢ	30					
	TRマンションⅡ	55					
	みずほ町内会	483					
	北35条ハウス自治会	83					
	東雲町内会	431					
	栄北東町内会	150					
	グリーンリバーフィネス栄町南管理組合	95					
	栄町有楽町内会	78					
	光栄無線町内会	280					
	栄南町内会	318					
	栄町新栄	689					
	ロジエ栄町町内会	75					
	ひばり町内会	287					
	こまどり町内会	102					

地区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23(水)時	最終報告 (10/25(金))	未了分の 完了報告	配布完了日
元町	元町団地自治会	1,258					
	元町二区町内会	1,426					
	結びの町内会	323					
	めぐみ自治会	1,051					
	白園町内会	184					
	元町一区町内会	1,276					
	いずみ町内会	282					
	元町郵政社宅自治会	56					
	開成A団地自治会	43					
	元町中央町内会	503					
	元町四区町内会	1,600					
	開成C団地自治会	35					
	元町三区町内会	1,826					
	元町北町内会	1,626					
	元栄町内会	497					
	元町ひばりヶ原町内会	241					
	元村町内会	127					
伏古本町	本町第三町内会	118					
	伏古第二団地町内会	207					
	札幌刑務所町内会	264					
	東苗穂中央町内会	497					
	本町第七町内会	210					
	共栄東町内会	655					
	伏古第3町内会	710					
	若竹町内会	273					
	本町第一町内会	899					
	東伸町内会	280					
	伏古みみずく町内会	257					
	共栄西町内会	753					
	伏古第6町内会	369					
	変電所町内会	32					
	北栄東町内会	330					
	伏古東町内会	188					
	伏古第7町内会	337					
	伏古第五町内会	301					
	伏古共栄南町内会	606					
	本町第6町内会	536					
	伏古第4町内会	296					
	新栄町内会	315					
	本町第4町内会	94					
	本町第2町内会	352					

地区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23(水)時)	最終報告 (10/25(金))	未了分の 完了報告	配布完了日
丘 珠	丘珠五区町内会	233					
	丘珠みなみ町内会	218					
	玉宝団地町内会	517					
	丘珠第一町内会	482					
	丘珠みどり町内会	100					
	さとらんど町内会	55					
	丘珠中央町内会	122					
	丘珠新栄団地町内会	1,335					
	栄ヶ丘町内会	470					
	もくせん町内会	258					
	こまどり町内会	106					
	丘珠ひばり町内会	182					
	丘珠みづほ団地町内会	346					
札 苗	札幌北第二町内会	577					
	町内会未整備地区（東雇来11条1丁目）	91					
	上札幌町内会	264					
	美住町内会	28					
	札幌中はやぶさ町内会	402					
	札幌南町内会	576					
	札幌やまばと町内会	251					
	東苗穂第四団地町内会	248					
	東苗穂あゆみ町内会	463					
	札幌あおぞら町内会	368					
	グランドコート東苗穂自治会	16					
	ひがしの里町内会	194					
	札幌北第1町内会	725					
	五十鈴が丘町内会	215					
	札幌北第三町内会	704					
	東苗穂王子町内会	129					
	東苗穂第一団地自治会	171					

地区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23(水)時)	最終報告 (10/25(金))	未了分の 完了報告	配布完了日
苗穂	エルメゾンマーナ	34					
	伏古町内会	158					
	ロイヤルシャトー光星管理組合	40					
	ロピア北5条町内会	253					
	苗穂町自治会	272					
	ザ・グランアルト札幌 苗穂ステーションタワー	298					
	苗穂第22町内会	652					
	瑞穂町内会	202					
東 雁 来	東雁来中央町内会	527					
	東雁来空港通町内会	373					
	町内会未整備地区	647					
	東雁来三五町内会	18					
	東雁来めぐみ町内会	391					
	東雁来わかば町内会	107					
	東雁来西町内会	80					
	すずらん町内会	413					
	東苗穂さかえ町内会	178					
中 沼	中沼第2町内会	25					
	モエレ町内会	872					
	中野町内会	68					
		86,694					

再委託先一覧

【東区】

再委託者名

配布担当エリア(町内会)

[illegible]

配 布 完 了 報 告 書

札幌市東区

区 分	地区名	配布完了日時
最初に配布完了した地区		月 日 時 分
最後に配布完了した地区		月 日 時 分

※「配布完了日時」欄の時刻は 24 時間制で記入すること。

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査
選挙公報ポスティング業務C（東区）

配布部数確認書

区 名	配 布 部 数	確 認 印
	部	